

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (J I S A 3302-2000)

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		
			算定式	算定単位	
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場 ・映画館・演芸場	$n = 0.08A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)
		ロ	競輪場・競馬場・ 競艇場	$n = 16C$	n : 人員 (人) C ⁽¹⁾ : 総便器数 (個)
		ハ	観覧場・体育館	$n = 0.065A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)
2	住宅施設関係	イ	住 A 130 の場合	$n = 5$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)
			宅 130 < A の場合	$n = 7$	
		ロ	共同住宅	$n = 0.05A$	n : 人員 (人) ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は、1戸当たりのnを3.5人又は2人(1戸が1居室 ⁽²⁾ だけで構成されている場合に限る。)とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は、1戸あたりのnを6人とする。 A : 延べ面積 (m ²)
		ハ	下宿・寄宿舍	$n = 0.07A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)
ニ	学校寄宿舍・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	$n = P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)		
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館 結婚式場又は宴会場を有する場合	$n = 0.15A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)
			結婚式場又は宴会場を有しない場合	$n = 0.075A$	
		ロ	モーテル	$n = 5R$	n : 人員 (人) R : 客室数
ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家	$n = P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)		

類似用途別番号	建築用途				処理対象人員	
					算定式	算定単位
4	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合	$n = 8 B$	n : 人員(人) B : ベッド数(床)
				300床以上の場合	$n = 11.43(B - 300) + 2,400$	
			業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合	$n = 5 B$	
				300床以上の場合	$n = 7.14(B - 300) + 1,500$	
	ロ	診療所・医院		$n = 0.19 A$	n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)	
5	イ	店舗・マーケット		$n = 0.075 A$	n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)	
		百貨店		$n = 0.15 A$		
	ハ	飲食店	一般の場合	$n = 0.72 A$		
			汚濁負荷の高い場合	$n = 2.94 A$		
			汚濁負荷の低い場合	$n = 0.55 A$		
ニ	喫茶店		$n = 0.80 A$			
6	イ	玉突場・卓球場		$n = 0.075 A$	n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)	
		パチンコ店		$n = 0.11 A$		
		囲碁クラブ・マージャンクラブ		$n = 0.15 A$		
		ディスコ		$n = 0.50 A$		
	ホ	ゴルフ練習場		$n = 0.25 S$	n : 人員(人) S : 打席数(席)	
		ボーリング場		$n = 2.50 L$	n : 人員(人) L : レーン数(レーン)	
	ト	バッティング場		$n = 0.20 S$	n : 人員(人) S : 打席数(席)	
		チ	テニス場	ナイター設備を設ける場合	$n = 3 S$	n : 人員(人) S : コート面数(面)
ナイター設備を設けない場合	$n = 2 S$					

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員			
				算定式	算定単位		
6	娯楽施設関係	リ	遊園地・海水浴場		$n = 16C$ n : 人員(人) c ⁽¹⁾ : 総便器数(個)		
		ヌ	プール・スケート場		$n = \frac{20C + 120U}{8} \times t$ n : 人員(人) C : 大便器数(個) U ⁽³⁾ : 小便器数(個) t : 単位便器当たり1日平均使用時間(時間) t = 1.0 ~ 2.0		
		ル	キャンプ場		$n = 0.56P$ n : 人員(人) P : 収容人員(人)		
		ヲ	ゴルフ場		$n = 21H$ n : 人員(人) H : ホール数(ホール)		
7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	一般部	$n = 3.60P$	n : 人員(人) P : 駐車ます数(ます)
				観光部	$n = 3.83P$		
				売店なしPA	$n = 2.55P$		
				売店	一般部	$n = 2.66P$	
				観光部	$n = 2.81P$		
ロ	駐車場・自動車庫		$n = \frac{20C + 120U}{8} \times t$ n : 人員(人) C : 大便器数(個) U ⁽³⁾ : 小便器数(個) t : 単位便器当たり1日平均使用時間(時間) t = 0.4 ~ 2.0				
ハ	ガソリンスタンド		$n = 20$ n : 人員(人) 1営業所当たり				
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校		n : 人員(人) P : 定員(人)		
		ロ	高等学校・大学・各種学校				
		ハ	図書館		n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)		
9	事務所関係	イ	事務所	業務用厨房設備を設ける場合	$n = 0.075A$	n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)	
				業務用厨房設備を設けない場合	$n = 0.06A$		

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		
				算定式	算定単位	
10	作業場関係	イ	工場・作業所・研究所・試験所	業務用厨房設備を設ける場合	$n = 0.75 P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)
				業務用厨房設備を設けない場合	$n = 0.30 P$	
11	1 ~ 10 の 用途 に 属 さ な い 施 設	イ	市場		$n = 0.02 A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)
		ロ	公衆浴場		$n = 0.17 A$	
		ハ	公衆便所		$n = 16 C$	n : 人員 (人) C ⁽¹⁾ : 総便器数 (個)
		ニ	駅・バスターミナル	P < 100,000 の場合	$n = 0.008 P$	n : 人員 (人) P : 乗降客数 (人 / 日)
		100,000 < P < 200,000 の場合	$n = 0.010 P$			
		200,000 < P の場合	$n = 0.013 P$			

注⁽¹⁾大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

⁽²⁾居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。

⁽³⁾女子専用便所にあつては、便器数のおおむね 1 / 2 を小便器とみなす。